

2023年3月20日

次世代育成支援対策推進法 社会福祉法人 静岡厚生会 行動計画（第5回）

1. 目的

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や子育てをしていない従業員を含めた働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備などの取組みを行う。

2. 対象者

社会福祉法人 静岡厚生会 職員

3. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

(1) 計画期間 : 2023年4月1日 ~ 2025年3月31日

(2) 目標

① : 育児をしながら働く職員を支援するため、育児短時間勤務者の適用要件を緩和する

<対策>

- 2023年 4月～ 職員のニーズの把握
- 2023年 7月～ 育児・介護休業等に関する規則の変更箇所を検討
- 2023年 11月～ 短時間勤務者の適用条件見直しについて労使協定による承認を得て改正する

② : 子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するため延長保育料金の一部助成を行い、余裕ある雇用環境の整備を行う。

<対策>

- 2023年 5月～ 運用方法についての検討
- 2023年 6月～ 職員へ周知を行う
- 2023年 8月～ 一部助成金の運用開始